

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会  
社会福祉事業振興のための助成金特別助成実施要領

## 1 趣旨

社会福祉事業者が、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会社会福祉事業振興のための助成金特別助成交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、事業を実施する場合の取扱いはこの要領の定めるところによる。

## 2 定義

- (1) この要領において「社会福祉事業者」とは、交付要綱別表の助成の対象による。
- (2) この要領において「事業」とは、交付要綱別表の事業区分による。

## 3 補助率（額）

交付要綱による。

## 4 助成金交付要望書の提出

- (1) 社会福祉事業者は、実施しようとする事業の助成金交付要望書を、静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）会長に提出するものとする。
- (2) 提出書類 各 1 部
  - ア 助成金交付要望書（様式 1）
  - イ 法人概況書（様式 2）
  - ウ 事業計画書（様式 3）
  - エ 助成事業年間スケジュール表（様式 4）
  - オ 要望額調書（様式 5）
  - カ 高額備品購入理由書（様式 6）
- (3) 提出期限  
別に定める日まで

## 5 事業の採択

県社協会長は、民間社会福祉施設運営費助成基金審査委員会の意見を聞き、助成先及び助成事業の採択を行う。

なお、助成金交付要望書を提出した社会福祉事業者は、書類選考の後、民間社会福祉施設運営費助成基金審査委員会において、申請した事業の説明（プレゼンテーション）を実施することとする。

## 6 事業実績報告書の提出

(1) 社会福祉事業者は、実施した民間社会福祉活動促進事業の実績報告書を、県社協会長に提出するものとする。

(2) 提出書類 1部

実績報告書（様式3）

(3) 提出期限

事業完了の日から起算して15日を経過した日又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日まで

### 附 則

この改正は、平成22年度分の助成金から適用する。

### 附 則

この改正は、平成30年度分の助成金から適用する。

### 附 則

この改正は、令和3年度分の助成金から適用する。